

競争入札参加者資格審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に係る競争入札に参加させる者の格付けに当たり必要な事項を定めるものとする。

(審査の方法)

第2条 資格審査は次の項目により行うものとする。

- (1) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査結果の総合評定値（以下「経審総合評定値」という）
- (2) 主観的事項評価数値
- (3) 毎年度策定する当該年度の基本方針

(格付け)

第3条 建設業者の格付けは、前条の規定に基づく審査により計算した経審総合評定値に主観的事項評価数値を加えた総合評価数値に基づき、別表に定めるところにより格付けし、川西市競争入札審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て定める。

2 格付けは、原則として市内業者について行うものとする。この場合の市内業者とは、市内に本店を有する者又は市内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店又は営業所において契約締結の代理人を置いており、商業登記簿の支店欄に記載があるものをいう。

3 格付けは、毎年度見直すものとする。

(格付けの有効期間)

第4条 格付けの有効期間は、毎年6月から翌年5月末までの1年間とする。

(格付けの調整)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は等級の格付けを調整することができる。

- (1) 新規の建設業者は、総合評定値に基づく等級とは別に、当初の格付けを土木工事においてはFランク、建築工事においてはEランクとする。
- (2) 前年度の等級に比較して、上位の等級に相当する総合評定値が算定された場合は、1等級上位の等級に格付けする。ただし、土木工事のB・C等級、建築工事のB等級にあっては、2年間連続して上位の等級に相当する評定値を得ている場合とする。
- (3) 前年度の等級に比較して、2年間連続して下位の等級に相当する総合評定値が算定された場合は、1等級下位の等級に格付けする。ただし、本文の場合において、土木工事のA・B等級、建築工事のA等級にあっては、1年間で1等級下位の等級に格付けする。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

付則

この基準は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 21 年 2 月 20 日から施行する。

付則

この基準は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この基準は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

I 土木工事の種類・金額に応ずる等級区分

格 付			発注予定金額の概ねの範囲
	市内本店	支店・営業所等	
等級	点数	点数	
A	900点以上	1,250点以上	2,500万円以上
B	750点以上～900点未満	1,000点以上～1,250点未満	2,500万円以上～1億5,000万円未満
C	650点以上～750点未満	800点以上～1,000点未満	600万円以上～2,500万円未満
D	550点以上～650点未満	700点以上～800点未満	300万円以上～600万円未満
E	500点以上～550点未満	600点以上～700点未満	300万円未満
F	500点未満	600点未満	200万円未満

II 建築工事の種類・金額に応ずる等級区分

格 付			発注予定金額の概ねの範囲
	市内本店	支店・営業所等	
等級	点数	点数	
A	750点以上	1,000点以上	700万円以上～
B	650点以上～750点未満	800点以上～1,000点未満	400万円以上～6,000万円未満
C	550点以上～650点未満	700点以上～800点未満	200万円以上～1,500万円未満
D	500点以上～550点未満	600点以上～700点未満	400万円未満
E	500点未満	600点未満	200万円未満